



資源物の分け方・出し方

紙類・紙製容器包装類にティッシュペーパーや紙おむつなどが混入しているケースが増えてきております。ティッシュペーパーや紙おむつはリサイクルができないため、**燃やすごみ(有料)**として排出していただくようお願いします。

排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。(町のホームページにも掲載しております。)



問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



草刈り作業による漏油事故防止について

灯油等燃料タンク付近での刈払機による作業により、タンクからの送油管を切断することのないよう十分に気を付けてください。

万一、送油管を切断し漏油した場合土壌が汚染されるため、汚染土壌を撤去し新しい土砂に置き換えなければならず、自らの責任で処理・復旧しなければなりません!!

汚染土壌を処理するには莫大な費用がかかります!!

送油管付近では、人力による除草を心がけ漏油事故を起こすことのないようお願いします。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



事業活動で発生したごみについて

会社やお店、工事現場(工事事務所、宿舎を含む)等から排出されるごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、いずれも地域のごみステーションには搬出できません。

また、工事現場に限らず事業所から排出された清涼飲料水等の缶やペットボトル等についても「事業系一般廃棄物」となることから、同じく地域のごみステーションに搬出できませんので、お知らせします。

処理方法については、事業系一般廃棄物は町で許可している「一般廃棄物収集運搬許可業者」に、産業廃棄物については「産業廃棄物収集運搬許可業者」に、それぞれ事業者より処理を依頼してください。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「余市町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で「事業者」に次のような責務があると定められています。

- ・事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。
- ・再生利用等を行うことにより減量化に努めるとともに、製造、加工、販売等で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする。
- ・国や道、町の施策に協力する。

事業活動で排出されるごみは、事業者において適正に処理していただくことが定められていますので、必ずルールを守り排出されるようお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



ごみ箱設置費補助金について

区会で管理しているゴミステーションに設置するごみ箱を製作・修理したり、移動式ごみネットを購入する場合、その費用の2分の1を補助します。(上限額5万円)

申請に係る詳細につきましてはお気軽にお問合せください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

宝くじの購入で100円につき1ポイントの**宝くじポイント**が獲得できる!
宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で**1ポイント1円**としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!

24時間いつでも宝くじの購入可能!
抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!
当せん金は、登録した受取口座に**自動でお振り込み**するので、とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!

他にもお得な特典や**便利なサービスいろいろ!**
今すぐ会員登録!!



本件に関するお問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。